

ヤーコプ・グリムにおける童話と法

——歴史法学研究(一)——

堅 田 剛

I

「おまえはサヴィニーから立法についての論文を受け取っただろう。私はおおいに気に入ったよ。あれは我々の意見に合致するものだし、我々の意見を承認するものだ。……私はサヴィニーがあの論文を書いたことをとても喜んでいる。彼の論文はまったく彼そのものじゃないか。¹⁾」

1814年11月、ヤーコプ・グリムは弟のヴィルヘルムにあてて、このような手紙を書き送った。あらためて指摘するまでもなく、グリム兄弟の名前は、その童話集とともに世界中に知れわたっている。だが反面、法学者としての彼らの業績は、これまでとくに軽視されがちであった。しかしながら、のちに述べるように、兄弟による文学から言語学そして歴史学におよぶ広範な研究も、彼らがすぐれた法学者であったことを抜きにしては、正當に評価しえない性質のものである。このことは、とくに兄のヤーコプについて強調しておかねばならない。まことにヤーコプ・グリムこそは、フリードリヒ・カール・フォン・サヴィニーとなるべく歴史法学派の領袖であったからだ。

先の手紙に記されたサヴィニーの論文とはもちろん歴史法学派の綱領文書となつた、『立法および法学のための我々の使命』である。サヴィニーの立法慎

1) Briefwechsel zwischen Jacob und Wilhelm Grimm aus der Jugendzeit, 2. Aufl., hrsg. v. Herman Grimm u. Gustav Hinrichs, Weimar, 1963, S. 366. vgl., Jacques Stern (hrsg.), Thibaut und Savigny, Berlin, 1914, S. 14 (Einleitung).

重論に、ヤーコプ・グリムがいちはやく賛意を表したことは、忠実な弟子としての彼の立場から当然とはいえ、注目しておいてよい。もっともここで、いわゆる法典論争に直接立ち入るつもりはない。それより、冒頭の手紙がどのような状況のもとで書かれたかのほうが、むしろ興味深い問題だと思われる。なぜならこのことは、ヤーコプ・グリムにおける歴史への関わり方を示すことになるからである。

実はこの手紙はウィーンから出されている。つまりヘッセン国の公使として、ヤーコプ・グリムはこのとき例のウィーン会議に列席していたのだ。彼がはじめてパリを訪れたのは、ナポレオンの絶頂期の1805年であったが、その後ジェローム・ボナパルトの私的な図書係になったり、解放戦争に勝利するや今度は連合国側にあって戦後処理に携わるなど、この10年間のグリムの運命は目まぐるしく変遷している²⁾。当時のドイツそのものがナポレオンに翻弄されたのとはしても、ウィーンとパリの間を駆けまわる外交官ヤーコプ・グリムの姿は、童話作者のイメージとはおよそ掛け離れたものではないだろうか。ところが、童話集の出版をはじめ、彼の名声を高めた多くの仕事は、まさにこの時代に準備されたものなのである。

グリム兄弟の『子供と家庭の童話』(1812—22)と、サヴィニーの『立法および法学のための我々の使命』(1814)とを貫くものは、民族の生に対する共通の確信であった。あえなく解体してしまった神聖ローマ帝国に代わって、ドイツ人のための新しい国家を建設するためには、ともかく民族の共同性にまで立ち返るしかない。このような考えは、なにもサヴィニーやグリム兄弟にかぎらず、またいわゆるロマン主義者だけのものでもなくて、この時代の一般的な風潮であったといえる。こうした風潮を政治的、経済的な後進性の現われとして冷ややかにながめる、ヘーゲルのような存在もなかったわけではないが、とはいえ、「民族精神(Volksgeist)」なる概念のもと、だれよりも早く民族的生の見直しを提唱したのは、ほかならぬ当のヘーゲル自身であった。

それはともかく、グリムにとって童話の故郷が民族(民衆)の生であったよ

2) vgl., Helmut Jendreiek, Hegel und Jacob Grimm, Berlin, 1975, S. 50.

うに、サヴィニーにあっても、法の故郷は少なくとも建前からすれば民族（民衆）の中に求められねばならなかった。グリムの童話集とサヴィニーの綱領論文との間には、解放戦争の勝利という、まさに歴史的な事件が介在している。以前はお伽噺にしか思えなかったドイツの統一が、ようやく現実的な政治課題となったのである。

しかしながら、グリムの童話とサヴィニーの法学との対応よりもさらに興味をそそるのは、ヤーコブ・グリム自身の内部における童話と法の関係であるだろう。ウィーンの宮廷でメッテルニヒたちが連夜の舞踏会に興じていたとき、彼が「ブレーメンの町の楽隊」を連想していたとしたら、またサヴィニーの論文を読みながら「物知り博士」の童話を思い出していたとしたら、これはきわめて愉快なことではないだろうか。もとより、グリム童話を直接時代に還元しようとするものではないが、それがなんらかの仕方で時代精神の反映であることは間違いないまい。そしてこのことは、『ドイツ伝説集』(1816—18) や『慣習法令集』(1840—69) については、もっとはっきり指摘できるはずである。なぜなら、童話にくらべて、伝説や慣習はいっそう生まの現実に根ざしているからだ。グリムの童話が、民間の伝承を再構成して産まれたものであることは、よく知られている。同様に、彼の慣習法令集の延長上に、ドイツにおける近代的法典の成立史を見ることも、けっして不可能ではないのである。

そもそも伝説と慣習とは、多分に重なり合うものではないだろうか。伝説は物語的で慣習は規範的だと一応はいいうるにしても、逆に伝説の中に規範を、また慣習の中に物語を見出すことも容易にできるからである。しかも様式こそちがえ、両者の言語表現は、定立された意味の体系を前提にしてはじめて成立する種類のものである。グリム童話は必ずしも寓意や教訓を前面に出してはいないが、その代わりこの背後には、ヤーコブ・グリムによる厖大な言語研究が控えている。だとすれば、言語を媒介にして、伝説と慣習を、さらには童話集と法典とを結びつけることもできるはずである。

先に触れたサヴィニーの綱領論文には、法は言語や習俗とともに民族と一体のものだ、という有名な一節がある³⁾。これを読んでグリムが全面的な賛意を表わしたとき、彼の胸中には、実は童話もまた法とひとしく民族的生の所産な

のだ、との信念が浮かび上がったにちがいない。

II

「愛するベッティーナ様、この本がふたたび貴女のもとに舞い戻ります。ちょうど、飛び立ったハトが故郷を探しに戻り、そこで安らかに日向ぼっこをするように。25年前、アルニムは、緑色の表紙に金色の縁をつけて、この本を貴女のためにはじめて、クリスマスの贈り物の中に置いたのでした。⁴⁾」

グリム童話集、正確には『子供と家庭の童話』は、だれよりもまず、ベッティーナ・アルニム（ブレンターノ）に献げられている。彼女はクレメンス・ブレンターノの妹で、『ゲーテとある子供との往復書簡』の中で告白しているように、ゲーテとも浅からぬ関係にあり、彼にベートーヴェンを引き合させた人物でもあった。そのうえ、老いてはみずからサロンを主宰して、ヘーゲル学派や歴史法学派の青年たちを出入りさせるなど、ロマン派きっての才女としてよく知られている。だがそればかりではない。ベッティーナの姉のクニグンデはほかならぬサヴィニーと、また彼女自身はアヒム・アルニムと結婚したわけだが、のちには彼女の娘とヴィルヘルム・グリムの息子も結婚することになるのである⁵⁾。

ベッティーナへの献詞は、グリム兄弟の童話集が、クレメンス・ブレンターノとアヒム・アルニムの手になる『少年の魔法の角笛』のまさに嫡出子であることを、はっきりと物語っている。『子供と家庭の童話』は、マールブルクに集うロマン主義者たちの、こうした文字どおり家族的な交際の中で育めたのだ。

3) Friedrich Carl von Savigny, Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, in: Stern, a.a.O., S. 76.

4) Wilhelm Grimm, An die Frau Bettina von Arnim, in: Brüder Grimm, Kinder-und Hausmärchen, Reclam, Bd. I, S. 1. 高橋健二『グリム兄弟』116頁以下参照。

5) 高橋・前掲書、56頁以下。向坂逸郎『マルクス伝』マルクス・エンゲルス選集（新潮社）、第13巻、94頁参照。

19世紀初頭のマールブルクは、北方のイエナとともに、ロマン主義文芸運動の中心地となっていた。と同時に、新進の助教授としてサヴィニーが登場することにより、この街は歴史法学の事実上の発祥の地ともなった。相次いでここに法学部に入学したグリム兄弟は、彼にとっての最初の弟子である。のちにハイネが「パンデクテンの吟遊詩人」と揶揄したように、たしかにサヴィニーは法学者でありながら、詩的な資質を多く兼ねそなえていた。彼の書く論文は内容もさることながら、その流麗な文体で人々を魅了したといわれる。このような師のあり方が弟子たちに強い影響を与えたのは明らかだ。ヤーコブ・グリムの自叙伝によれば、サヴィニーの書斎には、ミンネ・ジンガーの歌集やティークの詩集が並んでいて、それが若きグリムをおおいに刺激したことが記されている⁶⁾。

しかし歴史意識の覚醒という点からするならば、ヤーコブ・グリムにとって決定的な役割を果たしたのは、国民軍として目に見える形で押し寄せてくる、隣国フランスの政治情勢ではなかったか。そしてこのことは、師のサヴィニーについても同様であった。

サヴィニーが、クニグンデ・ブレンターノとの新婚旅行と、『中世ローマ法史』のための文献探索とを兼ねてフランスに向け出発したのは、1804年の夏のことである。そして夫妻のパリ到着は、同年の12月2日であった⁷⁾。どうみても偶然とは思えないのだが、これはナポレオンの戴冠式の当日である。あれほどにナポレオンと彼の法典を嫌ったサヴィニーが、まるで式典に間に合わせるかのように馬車を走らせているのだ。あまりに急ぎすぎたせいであろうか、彼はパリへの途上で携行してきた資料をことごとく紛失してしまう。それはこの旅行のために作成した文献目録など、簡単には補填しえないものであった。ヤーコブ・グリムが急遽呼び寄せられたのは、このような事情によるのである⁸⁾。

6) Jacob Grimm, *Selbstbiographie*, in: Kleinere Schriften, Hildesheim, Bd. I, 1965, S. 6.

7) Erik Wolf, Friedrich Carl von Savigny, in: ders., *Grosse Rechtsdenker der deutschen Geistesgeschichte*, 4. Aufl., Tübingen, 1963, S. 489

8) ebd.

このときの彼の献身的な協力について、サヴィニーは『中世ローマ法史・第一巻』(1815) の序文の中で、丁重に感謝の念を表明している⁹⁾。とはいえたヤーコブ・グリムがパリで調査したのは、なにも法制史関係の資料ばかりではなかった。彼はこれと並行して、すでにドイツの民間伝承の研究にも着手していたからである。それにしても、市民の法典(*Code civile*)施行直後のパリの国立図書館にあって、中世のローマ法や古ゲルマンの伝承に取り組む師弟の姿は、彼らの祖国そのものが崩壊の危機に瀕しているというのに、いかにも時代錯誤的ではないだろうか。

帰国する彼らを追いかけるようにナポレオン軍はドイツに侵入して、グリム兄弟の故郷のカッセル地方も占領されてしまう。新たな支配者となったのは、ナポレオンの末弟のジェローム・ボナパルトであった。ヤーコブ・グリムは、なんと彼の私的な図書係および枢密院法務官に任せられるのである¹⁰⁾。ジェローム王直属の文庫を管理するかたわら、彼がここでも民間伝承の発掘や保存に努めていたことはいうまでもあるまい。ヤーコブ・グリムにおける童話や伝説の蒐集は、フランスとのこうした緊張関係のもとで進められたのである¹¹⁾。

たしかに、ドイツ人の民族意識は、フランスからの文化的、政治的な外圧によって覚醒させられた。第一、「民族精神」なる概念そのものが、多分にモンテスキューやヴォルテールからの転用であったのだ¹²⁾。とはいえた現在の不満を過去により代償しようとするとき、そこに新たな歴史意識が形成されたのも事実である。ゲルマン的過去への憧憬は、キリスト教や啓蒙主義の直進的な歴史とは異なって、民族の生の内部に沈澱している歴史を掘り起こすことにつうじるからだ。民族と歴史、およびこれを媒介する言語の三者は、ロマン主義文芸運動の核心であったが、まさにそのゆえに、民謡や民間伝承はこれに恰好の素

9) Savigny, Geschichte des römischen Rechts im Mittelalter, Darmstadt, Bd. I, 1956, S. XVII f.

10) Rudolf Hübner, Jacob Grimm und das deutsche Recht, Göttingen, 1895, S. 10.

11) vgl., Hermann Gerstner, Einleitung, in: Brüder Grimm, Deutsche Sagen, Reclam, S. 4.

12) Hermann U. Kantrowicz, Volksgeist und historische Rechtsschule, Historische Zeitschrift, Bd. 108, 1912, S. 297.

材を提供するものとなったのである。

ドイツにおける民謡や民間伝承の再評価は、ヘルダーの『歌謡における諸民族の声』(1778—79)に始まるとしてよいだろう。「民謡（民族歌謡）(Volkslied)」という言葉自体、ヘルダーに由来するとされている。彼のこうした企てが、從来公的な歴史からはほとんど顧みられなかった、民衆の生まの声に接する意図を有していたことは明らかである。ティーアによる『シュワーベン時代のミンネ歌集』(1803)や、アルニムとベレンターノの『少年の魔法の角笛』(1805—08)や、ヨーゼフ・ゲレスの『ドイツの民衆本』(1807)および『古いドイツの民族歌謡と職匠歌謡』(1817)なども、ことごとくこの流れの中に位置づけられる¹³⁾。とりわけ『少年の魔法の角笛』は、ブレンターノ家との親密な交際ばかりでなく、実際にグリム兄弟がこれに多くの資料を提供したこと、彼ら自身の童話集や伝説集に直接つながっている。

だが民族の文化的遺産に対する愛憎の情は同じでも、先行するロマン主義者たちとくらべると、グリム兄弟の仕事ははるかに学問的なものである。というものも、とくにヤーコブ・グリムにあっては、民間の伝承を可能なかぎり自然の姿で保存することに、重点が置かれていたからである。人為的な技巧を排したはずのロマン派の詩人たちも、民謡集の採録に際しては文学的な粉飾をこらすのが常であったが、ヤーコブ・グリムの方法は彼らとは根本的に異なっていた。すなわち彼にとっては、童謡や伝説は単なる読み物である前に、民族の生を忠実に映し出す鏡として、なによりも歴史的な資料であらねばならなかつたのだ。

もとより、歴史への関心がロマン主義文芸運動の所産であることは否定しない。だが見果てぬ夢を過去に託すのではなくて、現在を過去の出来事の必然的な結果として構成しようとする歴史主義が、ようやく現われはじめていた。そのためにも、いたずらな思い入れを排して、現在的存在の原型を再現することが要請される。まことに「原一(Ur—)」の発掘こそは、新たな歴史主義の出発点となったのである。それはヘルダーの「原一文学(Ur—poesie)」に始まり、ゲーテの「原一植物」(Ur—pflanz)」を経て、ヤーコブ・グリムの「原

13) Jendreiek, a.a.O., S. 91.

一言語 (Ur—sprache)」にまでつうじており、サヴィニーの慣習法論はもちろん、ヘーゲルの存在論をも背後から支えるものなのだ。

可能なかぎり原型を尊重しようとするヤーコプ・グリムの姿勢が、『子供と家庭の童話』に貫かれていることはいうまでもない。これに収載された童話の大部分は、必ずしも教養の高くない、ごく平凡な女性たちからの聞き書きである。その際できればより古い形に遡ること、少なくとも彼女らの語るままを手を加えずに記録すること、これが童話蒐集にあたっての彼の基本的な方法であった。グリム童話が今日のような声価を得たについて、ヴィルヘルムによる脚色の効果を否認するわけにはいくまいが、しかしこのことは、童話を民俗学的な資料として扱おうとするヤーコプの当初の意図にはそぐわないものであった。

この意味では、むしろ『ドイツ伝説集』(1816—18)のほうが、彼のねらいに適っているだろう。これも童話集と同じく兄弟の共同研究の成果ではあるが、一貫してヤーコプの主導のもとに編集されたものだからだ。なるほど、伝説集に載せられた物語は、語り口にせよ筋の運びにせよ、いかにも武骨で取っ付きが悪い。だがそれだけに、より生ま生ましい姿で、民族的生の実相を伝えているのである。しかしながら、童話集といえどもけっして彼らの創作物ではないわけだから、伝説集との相異も過度に強調されるべきではあるまい。こうして問題は、童話と伝説という民間伝承の二つの存在形式の中に求められることとなる。

「童話 (Märchen)」と「伝説 (Sage)」のちがいについて、ヤーコプ・グリム自身は、『ドイツ伝説集、第一部』の序文の中で、次のように説明している。「童話は詩的で、伝説は歴史的である。童話は、その未来の開花と完成の姿をとって、ほとんどそれ自身のうちにしっかりと根ざしている。伝説は、色彩の多様性に乏しく、なにか既知のもの、意識されているものに、ある場所、または歴史によって確かめられている名に結びつくという特殊性をもっている。¹⁴⁾」要するに、童話は時空を超えた普遍的なものであるが、伝説は一定の時と所に限定された特殊的なものである、というわけだ。

14) 高橋・前掲書、156頁より引用。vgl., Max Lüthi, *Volksmärchen und Volks-sage*, 3. Aufl., Bern u. München, 1975, S. 7, 22ff.

すでにこのことは、両者における状況設定の仕方に端的に現われている。すなわち、童話は一般に、「昔ある所に」とか「昔、小さな可愛らしい女の子がありました」などと、いずれにせよ無限定の物語空間がしつらえられるのに対し、伝説は、例の笛吹き男の登場する「ハーメルンの子供たち」の場合の、「1284年……6月26日」といったように、きわめて特定された状況の中で語られているのである¹⁵⁾。しかもヤーコブ・グリムは伝説集を編むにあたって、とくに所にちなむものと時にちなむものを分類したうえで、それぞれを「場所的伝説 (örtliche Sagen)」ないし「歴史的伝説 (geschichtliche Sagen)」と呼び、普遍にして不变な童話的世界との区別をいっそう鮮明にするのだ¹⁶⁾。

物語 (Historie) が出来事 (Geschehen) の記録であるかぎり、詩的な童話よりは歴史的な伝説のほうが、出来事としての歴史 (Geschichte) に直接結びつくものであることは理解できる。現に、前に挙げたハーメルンの笛吹き男の伝説などは、細部はともかく大筋において、一定の歴史的事件に対応することが実証されているのである¹⁷⁾。しかしながら伝説といえども詩的な要素を欠いているわけではないし、反対に童話がまったく没歴史的であるわけでもないだろう。時と所に拘束されず、何処にもありそうにない童話の舞台は、まさにそのゆえに、何処にでもありそうな出来事を映現させることもできるからである。

だとすれば、詩的な童話と歴史的な伝説というヤーコブ・グリムの分類も、並立的というよりはむしろ連続的なものとして再構成されねばなるまい。先に述べたように、彼は童話や伝説の採録にあたって、語られたり伝えられたりしたそのままの姿を尊重して、いたずらな装飾をきびしく排除したのであった。それは民族の文化遺産をできるだけ原型どおりに保存する目的とともに、ドイツ民族の固有の生を顕在化させ後世に残そうとしたためである。童話や伝説がヤーコブ・グリムのもとに到着するまでに、実際にすでに多くの変容をこうむっているにはちがいないが、しかしこのことさえも彼にとっては民族的生の変

15) Brüder Grimm, Deutsche Sagen, S. 70.

16) vgl., Gerstner, Einleitung, S. 9ff.

17) 阿部謹也『ハーメルンの笛吹き男——伝説とその世界——』28頁以下参照。

遷の記録となりえた。というのも、童話と伝説とは、ともに民族の共同性という枠組みの中にあって、これが特殊的なものから普遍的なものへと昇華していく過程を物語っているからである。

こうしてヤーコブ・グリムは、時と所に限定された伝説と、時と所から自由な童話という各々の表現形式を、連續性の相のもとにともに保持しようとする。そしてこのような二つの表現形式は、彼がどれだけ明確に意識していたかは別として、民間伝承の領野のみならず、まさに法の領域においても妥当するものである。なぜならば、全体として民間伝承は物語的で法は規範的であるものの、状況設定という点からすれば、慣習法 (*gewöhnliches Recht*) とは一定の時と所に限定された法であり、また実定法 (*positives Recht*) は時と所から自由で、少なくとも外見上は普遍的な相貌を呈しているからだ。民間伝承も法も民族的共同性の表現である以上、伝説が歴史的で童話が詩的であるように、歴史的な慣習法と詩的な実定法という対比もまた可能ではないだろうか。

III

「先人の純粹性や徳性を目のあたりに見せてくれるドイツの法について、如何にすれば私は考察をめぐらすことができるのでしょうか。しかもドイツの大地そのものの上で、現に在る法を、如何にすれば踏みつけることができるというのでしょうか。¹⁸⁾」

いわゆる「ゲッティンゲンの七人 (Göttinger Sieben)」事件に連座して、グリム兄弟が大学を追われたのは、1837年のことである。サヴィニーにあてて書かれたこの手紙は、ヤーコブ・グリムの心中の苦悩を吐露している。それはまた、ドイツにおける政治と法の苦悩でもあった。

ドイツ諸法の錯綜した政情を反映して、ゲッティンゲンの属するハノーファー王国は、18世紀初頭以来イギリス国王の統治下に置かれていた。ウィリアム

18) Briefe der Brüder Grimm an Savigny, hrsg. v. Wilhem Schoof, Berlin, 1953, S. 408f. zit., Gerstner (hrsg.), Brüder Grimm, Hamburg, 1973, S. 85.

四世は、本国では選挙法の改正や人民憲章の承認などをおこなっているが、1833年にはハノーファーにも憲法の制定を認めた。この憲法は、イギリス型の議会制を採用しており、当時のドイツとしては最も近代的で民主的なものであった。ところが王の死後、同君連合が解体することにより、ハノーファーはイギリスから分離して、エルнст・アウグストに支配されることとなる。彼は1837年に即位するや、ただちに従来の憲法の無効を宣言した。新王のこの反動的な措置に対し、ヤーコブ・グリムをはじめとするゲッティンゲン大学の7名の教授たちは、抗議書を提出して憲法の存続を訴えた。こうして起きたのが、例の七教授事件というわけである¹⁹⁾。

彼ら7人は心情的に自由主義者ではあったが、必ずしも明確な政治的意図をもっていたわけではない。しかしながら、国王による免職ないし国外追放という強権的対応も手伝って、彼らへの救援活動と政府弾劾の声はたちまちドイツ全土に波及した。パリ七月革命（1830）とベルリン三月革命（1848）とのちょうど中間に起きたこの事件は、渦中の教授たち、なかんずく首謀者の一人と目されたヤーコブ・グリムを、自由の闘士に祭り上げるのである。

このころサヴィニーは、ヘーゲル亡きあとのベルリンにあって、大学はもとよりプロイセン宮廷に対しても確固たる発言力を有していた。だがヤーコブ・グリムからの支援の要請を彼は黙殺している。もともとサヴィニーは、非政治的であることを自らの信条としていたが、それよりも、おそらくは当のグリム以上に、事件の経過の中に革命の臭いをかぎとったからにちがいない。それはともかく、ヤーコブ・グリムたちを積極的に支持したのは、ほかならぬヘーゲル派の学者や学生であった。たとえば1838年の3月には、エドゥアルト・ガンスの誕生祝いという名目で、彼のアパートの中庭において、七教授擁護の大規模な学生集会がおこなわれている。ここには、当時法学部の学生であったカール・マルクスも参加していたという²⁰⁾。

マルクスがベルリン大学ではじめて聴いたのは、ほとんどサヴィニーとガンスの講義だけである。周知のように、ガンスはベルリンへの招聘の経緯からし

19) Gerstner, a.a.O., S. 82f. 高橋・前掲書, 179頁以下参照。

20) 向坂・前掲書, 95頁以下参照。

て、法学部における反サヴィニー派の急先鋒であった。というよりも、彼はハイデルベルクではヘーゲルとティボーの教え子でもあったから、サヴィニーとは法典論争以来の仇敵であったといえなくもない。実際、ベルリン大学でのガンスによるブロイセン一般ラント法の講義は、ヘーゲル法哲学を継承するものとして、サヴィニーの歴史法学に対する公然たる批判であったし、マルクス自身も、のちに『歴史法学派の哲学的宣言』(1842) を書いて、反サヴィニーの側に立つことになる。

だがベッティーナ・ブレンターノのサロンが、サヴィニー派にもヘーゲル派にも共通に開かれていたように、彼らの歴史意識もまた相互に重なり合っていたにちがいない。あえていえば、ここには「歴史」を過去に向かって構成するか未来に向けて構築するかの差異があるだけで、ドイツの現状を変革しようとする志向は、両者において結局同じものだったとさえすることができる。だからこそ、歴史の政治的表現としての「法」の在り方をめぐって、彼らは非妥協的に論争せねばならなかったのだ。

そもそも、ティボーの『ドイツ一般民法典の必要性について』(1814) に対してサヴィニーが異議をとなえたのは、要するに、当面必要な事業は立法よりは法学の整備であること、そして法とは歴史的な定在であること、という認識にもとづいていた。ヤーコプ・グリムの基本認識もこれと同様のものであったことは、ウィーン会議のさなかに書かれた先の手紙の中によく示されている。こうしていわゆる法典論争を契機に、サヴィニーやグリムらによる歴史法学が形成されたわけだが、実は彼ら師弟における歴史と法の結合の仕方については、当初から微妙な差異があった。法の歴史的な研究をつうじて、学問としての法学 (Rechtswissenschaft) を樹立すること、つまり「体系的な方法」の確立にこそサヴィニーの目標が置かれていたとすれば、グリムの意図は、これもサヴィニー自身によって提起された「歴史的な方法」を、法のみならず慣習や伝承に、さらにはこれら全てを統轄する言語の存在構造にまで拡大することにあったからである。

たとえばヤーコプ・グリムには、『法における詩について (Von der Poesie im Recht)』(1816) という題の、きわめて刺激的な論文がある。これは歴史

法学派の機関誌として知られる『歴史法学雑誌』に寄せられたものだが、ある意味でサヴィニーの綱領に対する真っ向うからの挑戦となっているのである。

すなわち、この論文のねらいは、法と詩の共通の起源を論証することにあるのだが、ヤーコブ・グリムはこれを言語的観点から、つまり「詩的な法用語」や「法的な象徴」の側面から試みるのである²¹⁾。法を民族の言語能力や文学的教養と一体のものとする理解は、もちろんサヴィニーにもあって、これこそが彼の「歴史的な方法」の出発点をなしていたことはいうまでもない。しかし、ベルリン大学法学部教授としてのサヴィニーが実際におこなったのは、法から詩的な要素を払拭しながら、もっぱら法的諸概念の論理的計算によって、学問としての法学を組み立てることであった。法の純粹な体系を構築しようとするサヴィニーと、あくまで法の詩的な性格に固執するグリムとの亀裂は、すでにこのとき始まっていたとすることができる。

「法における詩」とは、また「詩における法」の問題でもあるだろう。法にせよ詩にせよそれが民族的生の表現であるかぎり、ヤーコブ・グリムにとって、法の研究と民間伝承の研究とはもともと同じものなのだ。一例を挙げれば、「歌う骨」という童話の中に見出される屍体神判の風習は、『ドイツ法古事記』(1828)における神明裁判の研究と明らかに呼応しているのである²²⁾。詩的な童話についてさえ、その中に法を発見できるとするならば、歴史的な伝説はいっそう法に結びついているはずだ。時と所に拘束される伝説は、彼にあってはまさに特定の事件の記録にほかならず、慣習法との直接の連関のもと、浩瀚な『判告集（慣習法令集）』(1840—63) の世界へと開かれているからである²³⁾。

法が歴史の政治的表現であるように、詩は歴史の文学的表現である。だとす

21) Jacob Grimm, Von der Poesie im Recht, Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft, Bd. II, Heft 1, 1816, S. 30ff., 45ff., 75ff.

22) ders., Deutsche Rechtsalterthümer, 2. Ausg., Göttingen, 1854, S. 908ff.

若曾根健治「教会が承認した屍体審判」朝日新聞、昭和54年8月15日付参照。

23) Heinrich Mitteis u. Heinz Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 15. Aufl., München, 1978, S. 239. ミッタイス＝リーベリッヒ『ドイツ法制史概説』改訂版、世良晃志郎訳、420頁参照。

れば法と詩の相互連関は、ヤーコブ・グリムの場合、やはり言語の問題をつうじて検証されねばならなかった。慣習法を民族の言語用法に結びつけて捉える仕方は、またしてもサヴィニーのものだが²⁴⁾、この方向を徹底して追求したのは疑いもなくグリムその人の功績である。彼は民間伝承や法古事の厖大な資料をもとに『ドイツ文法』(1819—37) を著して、有名な「グリムの法則」をはじめ、後世における比較言語学の基礎を形成している。そのうえ、文字どおり彼のライフワークとなった『ドイツ語辞典』(1854—1961) が、ルターからゲーテにいたる近代ドイツ語の集大成となったことも周知のとおりである。

グリムによる言語研究が、ドイツの統一を目指してなされた点は別にしても、文法にせよ辞典にせよつまりは言語の使用規則や用例にはかならず、それは容易に法の研究へと転化しうるものであった。ここには、死せる言語に依拠する旧来のローマ法学ではなく、民族の生ける言語に根ざした新たな法学の可能性が潜んでいた。すなわち、いわばゲルマン法学の試みである。

法は民族とともに生まれ民族とともに成長し民族とともに死滅する²⁵⁾、とは歴史法学派にとって共通の前提であった。だがサヴィニーをはじめとするローマ法学者においては、民衆法（民族法）は、専門的な訓練を積んだ法律家層によって、つまり法曹法をつうじて体系化されるべきだとするのが、もう一つの原則となっていた。民衆法 (Volksrecht) と法曹法 (Juristenrecht)，より端的にいえばゲルマン法とローマ法の対立は、当時のドイツ法そのものが抱えていた二重構造に由来する。もとよりローマ法とはいっても、14世紀に始まるいわゆる包括的な継受以来、すでにドイツの内に連綿たる歴史を有しているわけだから、単に異国の法として排斥することはできない。むしろ継受されたローマ法は、その体系的統一性において、慣習法としてのゲルマン法より格段にすぐれてさえいたのだ。だがしかし、ゲルマン法は民衆の慣習であるがゆえに、まさに民衆的な言語用法として、広範な伝承や習俗の世界、換言すれば民族の共同性に直結しているとせねばならない。

24) Savigny, Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, in: Stern, a.a.O., S. 78.

25) ebd.

歴史法学派内部のロマニステンとゲルマニステンの争いも、結局は法学の体系性かそれとも法の歴史性か、という選択をめぐるものであった。それはまた、マールブルク時代における青年サヴィニー自身の内的葛藤の反映でもある。この時代の講義が、まさに法研究の「歴史的な方法」と「体系的な方法」をめぐって、しかもこの二つが必ずしも整理されないままにおこなわれていたことは、彼の死後ようやく公刊された『法学方法論』(1951)において明らかなのだ²⁶⁾。ところで、この方法論講義の出版が、ほかならぬヤーコブ・グリムの筆記録に全面的に依拠している点は示唆的である。すでにくりかえし述べてきたように、グリムはサヴィニーの忠実な弟子として、師の提唱した歴史的な方法にあくまでも固執しつづけた。学問としての法学を樹立するのに急であったとはいえ、変節したのはかえってサヴィニーのほうで、彼はついにはまさに歴史を捨象したところに、「概念法学 (Begriffsjurisprudenz)」の体系を構築しようとするのである。

歴史法学派の分裂は、1846年のゲルマニステン集会によって顕在化し、1848年のフランクフルト国民議会をもって決定的なものとなった。二つの集会は、自由主義的かつ国民主義的な運動の集約として、たしかにゲッティンゲンの教授事件の延長線上に位置している。というのも、ゲルマニステン集会は、「ドイツ人民の精神的ラント議会」とも呼ばれ、「ナショナリズム、民衆主義、反ローマ法感情」を標榜するものであったし、フランクフルト国民議会は、こうした精神ばかりでなく、人的にも審議事項についても、先のゲルマニステン集会の継承物だったからである²⁷⁾。

だがゲッティンゲンからフランクフルトにいたる運動の継承性は、なによりもヤーコブ・グリムその人によって、つまり彼がゲルマニステン集会の議長を務め、次いで国民議会の有力な議員に選ばれたことによって、人格的に証明されている。両集会の審議事項にしても、グリムらの年来の主張に則したものであったことはいうまでもあるまい。すなわちそれは、シュレスヴィヒ＝ホルシ

26) 河上倫逸『ドイツ市民思想と法理論——歴史法学とその時代——』12頁以下参照。

27) 上山安敏『法社会史』331頁。河上・前掲書、40頁以下参照。

ュタインの帰属、陪審裁判所の設置、ローマ法継受の意義、そして法典編纂、という四つの課題を中心としていたのである。これらは国民議会にあっては、やがてフランクフルト憲法として結実することになるのだが、同時にヤーコブ・グリム個人にとっては、ゲッティンゲンでの苦い思い出を清算するとの意味をもっていたことだろう。

三月革命のさなか、ヤーコブ・グリムが国民運動の先頭に立っていたころ、マルクスはいまだロンドンに亡命中であった。そしてサヴィニーはといえば、なんとプロイセン政府の立法改訂相に就任している。彼は実質上の宰相として、グリムらの国民議会派に対峙することとなるのである。

IV

「あわれな雑草の種子、私はこれを1821年の夏に、損傷と枯死から救い出した。これはやがて成長し繁茂して、植木鉢をおおいつくした。それはツルの一種で、小さな星形の花をつけており、数えきれないほど多くの蒴をもっていた。この中にはそれぞれ16から18粒ずつのこのような（比較的大きい）種子が入っていた。1本の植物からは、こうして確実に500本の新たな若草が生まれるのだ。²⁸⁾」

ヤーコブ・グリムの遺品からは、紙に包まれた幾粒かの黒ずんだ種子とともに、このようなメモが発見された。小さな草花に対するこうした思いやりは、なにもグリムにかぎったことではない。ヘルダーもゲーテもそしてヘーゲルもそうだったように、この時代のロマン主義者たちは、植物の生長について誰もが強い関心を寄せていた。このことは、前代の啓蒙主義者たちが天体の運行に興味をおぼえたのとくらべて、まさに著しい対照をなしている。ひとしく自然とはいっても、ロマン主義者の場合、天上の星々ではなくて、それは手に取って生命を感じうる1本の草木のことなのだ。

28) zit., Jendreiek, a.a.O., S. 60.

人間の生、ないしは歴史を叙述しようとするとき、植物の生長の過程が恰好のモデルとなったことは容易に理解できる。ヘルダーにおける「人間の歴史のため的一般植物地理学」といった構想や、ゲーテによる「植物の変態学」の試み、そしてやや趣きが異なるとはいえ、ヘーゲル論理学における種子や果実を用いての概念論などは、みなロマン主義的な有機体的自然観の応用であるからだ。だがヤーコブ・グリムにとっての植物とは、それにもまして、弱いものや小さいものの象徴であった。一見些細な事物に対する彼の異常なまでのこだわりを、アウグスト・シュレーゲルは、「がらくたへの畏敬」とからかったことがある²⁹⁾。まことにこのがらくた信仰こそは、徹底した蒐集癖となって、ヤーコブ・グリムの一生を貫いていた。

彼の蒐集癖は、すでに子供のころに始まっている。自然学者、とりわけ植物学者になることを夢みていた少年ヤーコブは、蝶や虫や草花を集めては、これらを注意深く保存し、模写したり分類したりして楽しんでいたという³⁰⁾。この意味では、グリム兄弟が最初に自費出版した研究雑誌の名前が、『古いドイツの森』(1813—16) というのもおもしろい。これはヤーコブの説明によれば、「古代とその言語、文学、習俗」の発掘を企てたもので、要するにこの雑誌から彼の生涯にわたる研究が出発したのである。

「古いドイツの森」という名前は、ヘルダーの『批評の森』(1769) を連想させないだろうか。この論文集もまた、文芸評論をつうじて民族の共同性の復権を提唱したものだし、なによりもヘルダーこそは、ドイツにおけるロマン主義の先駆者であったからだ。ヘルダーとグリムとの間に直接の交流があったとは思われないが、にもかかわらず、ロマン主義文芸運動のほとんど最初と最後に位置するこの二人は、神秘を包んだ古ゲルマンの森の中でたしかに出会っているのである。

ヘルダーがはじめて注意を促がした民族歌謡や民間伝承を、ヤーコブ・グリムは彼よりもはるかに大きな規模で継続的に採集した。そのうえ、ヘルダーの懸賞応募論文として知られる『言語起源論』(1770) を、80年後にまったく同

29) ebd., S. 53.

30) ebd., S. 52.

じ標題のもと、所も同じベルリン・アカデミーにおいて擁護したのは、ほかな
らぬヤーコプ・グリムなのである³¹⁾。文献的な跡づけの余地はあるにしても、
グリムをヘルダーの正統な後継者とすることに大過はあるまいと思われる。

古いドイツへの憧憬が、ヘルダーからグリムにいたるロマン主義的な歴史意
識を形成したとすれば、一見些細な事物を蒐集し分類するというヤーコプ・グ
リムの方法は、同時に新しい時代の到来を告げることにもなった。彼の蒐集癖
は、サヴィニーにおける体系志向とともに、実証主義的な精神の前触れなので
ある。

グリム童話集が、語り手の話しぶりを忠実に再録したものであることはすでに述べた。ヤーコプ・グリムは、童話についてさえ過度の文学的粉飾を好まなかつたのである。その点伝説集ともなると、はっきりと歴史を意識して、まさしく民俗学的な資料として編集されている。とはいへ、詩的な童話と歴史的な
伝説という区別は相対的なものにすぎず、そこに古いドイツの民衆の姿が生き
生きと描かれていることに変わりはない。かつて彼らのものであった言語や文学
や習俗は、近代人の目からすればあるいは「がらくた」かもしれないが、しかし学問としての歴史学は、こうしたがらくたの一つ一つに執着し、これらを集積することから始まるのだ。ヤーコプ・グリムにみられるこのような姿勢は、4卷の『ドイツ文法』、6卷の『慣習法令集』、そして生前ついに完成されなかつたとはいへ、實に全16卷380分冊にもおよぶ『ドイツ語辞典』などの、それぞれの項目の中に一貫しているといえよう。

ところで、ヤーコプ・グリムの著作に接するとただちに気づくことだが、彼
はほとんど大文字を用いず、もっぱら小文字のみによって文章を書いている。
些細なもの、小さなものに対する彼の愛着は、こんなところにも現われてはい
ないだろうか。

すなわち、近代ドイツ語の正書法に反して、ヤーコプ・グリムは名詞を大文字
で書き始めることをせず、そればかりか各段落の最初の一文字を除いては、
文頭にさえ大文字を使うことを避けるのである。さすがに固有名詞については

31) Jacob Grimm, Über den Ursprung der Sprache, in: Kleinere Schriften,
Bd. I, S. 255ff.

通常の例にならっているものの、こうして彼の文章は、まさに小文字だらけのものとなってしまう。このようにきわめて特異な書法は、オリジナルな作品はもとより、彼の遺志をついで完成された『ドイツ語辞典』にも貫徹されている。その龐大な体系が、圧倒的小文字の群れによって占められているのは、読みにくさを別とすれば、実に見事な眺めといわねばならない。

ヤーコブ・グリムが何故これほど小文字に固執したのかは、興味のある問題ではあるまいか。それにつき、彼は『ドイツ語辞典・第一巻』の序文の中で、いくつかの理由を挙げて説明している。たとえばそこでは、大文字と小文字を使い分けようすれば、書く速度が遅くなったり、印刷に必要な活字の数が2倍になる、ということが述べられる。だがこれらは、大文字をまったく排除するのでないかぎり、たいして説得力を有するものではあるまい。あるいは、すべての名詞を大文字で書き始めると、文章がまだら状になって見苦しいともいう。しかしこの美的な理由にしても、見た目のリズム感を重視する立場からは是認されないだろう。そうではなくて、むしろ次のような歴史的な根拠こそが、彼の真の意図に則するものではなかったか。それはつまり、すべての名詞を大文字で書き表わすようになったのは、せいぜい16世紀に定着した「ばかりた習慣」にすぎず、それ以前は固有名詞以外は小文字で書いていた、というものである³²⁾。

彼の言語研究が、狭義のドイツ語にかぎらず、ゲルマン系諸語や、さらにはインド＝ゲルマン系諸語の全般にいたる展望を有していたことはよく知られている。この意味で彼は比較言語学の創始者に数えられるわけだが、その際採られた方法とは、言語間の形態論的変化の叙述であった³³⁾。すなわち、ゲーテが植物の形態論的変化を「原植物」にまで遡及して解明することを試みたように、グリムにあっては、「原言語」に接近するために、まずルター以前の古高ドイツ語の書法を取り戻す必要があったのだ。というのも彼の言語学は、その最大の成果としての「グリムの法則」を含めて、音韻論さえも綴り字の形に依存させるものだったからである。小文字へのこだわりは、ヤーコブ・グリムにおけ

32) ders., Deutsches Wörterbuch, Leipzig, Bd. I, 1854, S. LIX (Vorrede).

33) 風間喜代三『言語学の誕生』87頁以下参照。

る原型志向の端的な表明ではなかったか。

たしかに、名詞を大文字ではなく小文字で書き始めるということは、英語やフランス語などを考えれば、ことさら問題にするにはあたらないかも知れない。しかしながらここには、多分グリム自身も明確に意識していなかったにちがいないが、実はドイツに固有の哲学的意義が潜んでいるように思える。それはほかならぬドイツ観念論との関わりである。

観念論（理想主義）哲学 (Idealismus) の中核をなすのは、いうまでもなく、なんらかの理念ないしは理想を実体的なものとみなす思考である。それが神であるか精神であるかはともかく、実体化された観念が主体的に働きかけることによって世界を構成する、というのがその中心的な命題なのだ。実体 (Substanz) の主体 (主語) (Subjekt) 的な働きを叙述するのに、近代ドイツ語における名詞 (Substantiv) の大文字化が決定的な寄与をしたであろうことは、容易に想像できよう。すべての名詞を大文字化することによって、自然的現象と精神的現象とは統一的に把握されうるし、なによりも述語ではなく主語に重点を置いた文章構造そのものが、観念論哲学の世界観と、これ以上ないほどの対応関係を示しているからである。

だとすれば、名詞を小文字で書くというヤーコブ・グリムの提唱は、期せずしてドイツ観念論に対する根底的な批判となるにちがいない。彼の提起は、文章の構造において、相対的に動詞の地位を高めることになるからだ。このような名詞から動詞への重点の移行は、事象を実体としてではなく、いわば関数的関係として叙述することになり、主語的世界観から述語的世界観への転換を含んでいる。少なくともそれは、主体を実体となし、理想的なものと現実的なものを同一視する観念論哲学とは、とうてい相容れないだろう。そしてこの観念論哲学の頂点にヘーゲルという存在がいるかぎり、グリムの獨得な書法は、他なのにもましてヘーゲル哲学にこそ対立するはずである。

ここでヤーコブ・グリムとヘーゲルの関係に立ち入る余裕はないが、法典論争以来のヘーゲルとサヴィニーの争いや、グリムがサヴィニーの忠実な弟子たらんとしていたことを想起するとき、彼らの間に深刻な対立が存したことはたしかである。だがにもかかわらず、民族的生ないし歴史の捉え方において、両

者に共通な理解が認められるのは何故なのか。ヘーゲルの歴史主義は思弁的で、グリムのそれは実証的であると一応はいいうるにしても³⁴⁾、ゲルマニステン集会やフランクフルト国民議会のスローガンであった「ナショナリズム、民衆法主義、反ローマ法感情」とは、またヘーゲル自身の遺志をつぐものではなかつたろうか。

ヤーコブ・グリムにとって、歴史的な伝説と詩的な童話とは、ともに民族的生の文学的表現として、あくまでも相互に補完的なものであった。ところで、法とはまさに民族的生の政治的な表現である。慣習法が、伝説に似て時と所に拘束されるものだとすれば、実定法はまた、時空を超越して普遍を装う童話に似ているではないか。そのかぎりで、慣習法は歴史的であり、実定法は詩的であらねばならない。法的存在の歴史性と実定性とにはじめて着目したのはヘーゲルであったが、そのころヤーコブ・グリムも『法における詩について』を書いて、ほぼ同様の考察を試みていたのだ。

ヤーコブ・グリムは、ロマン主義と理想主義（觀念論）の時代の子であった。だが彼の「がらくたへの畏敬」、ないしは徹底した蒐集癖は、たしかに実証主義の時代の到来を告げている。

34) vgl., Jendreiek, a.a.O., S. 15.